

## 【平成31年度 保護者利用料】

### 施設維持費

65,000円

- 1号認定・2号認定のお子様については、入園許可証が到着後1週間以内に、ご入金をお願いします。
- 3号認定のお子様については、2歳児クラスに進級する年の2月下旬に、ご入金をお願いします。

### 保育料（毎月）

1号・2号・3号認定ともに、園児が居住する市町村が定める額を毎月徴収する

平成30年10月現在の実施内容です。物価の変動や消費税、国の政策変更により改正される場合があります。

1号認定保育料（松江市立幼稚園保育料と同額）		保育料（平成30年度）	単位：円
世帯の階層区分		利用者負担額	
①	生活保護世帯		0円
②	ひとり親等の世帯		0円
	均等割のみの世帯		0円
③	ひとり親等の世帯		0円
	市民税所得割課税額 77,100円以下		6,000円
④	市民税所得割課税額 211,200円以下		12,300円
⑤	市民税所得割課税額 211,201円以上		15,400円

2号認定保育料 松江市保育所保育料と同額（平成30年度）		単位：円	
世帯の階層区分（父母の市民税額合算）		保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯		0	0
②市町村民税非課税世帯		2,000	1,900
③均等割りのみの世帯		4,000	3,900
④市民税所得割課税額 48,600円未満		7,000	6,800
⑤市民税所得割課税額 48,600円以上 72,800円未満		10,000	9,800
⑥市民税所得割課税額 72,800円以上 97,000円未満		13,000	12,700
⑦市民税所得割課税額 97,000円以上115,000円未満		19,000	18,600
⑧市民税所得割課税額115,000円以上133,000円未満		23,000	22,600
⑨市民税所得割課税額133,000円以上151,000円未満		26,000	25,500
⑩市民税所得割課税額151,000円以上169,000円未満		29,000	28,500
⑪市民税所得割課税額169,000円以上202,000円未満		32,000	31,400
⑫市民税所得割課税額202,000円以上235,000円未満		34,000	33,400
⑬市民税所得割課税額235,000円以上301,000円未満		36,000	35,300
⑭市民税所得割課税額301,000円以上349,000円未満		38,000	37,300
⑮市民税所得割課税額349,000円以上397,000円未満		40,000	39,300
⑯市民税所得割課税額 397,000円以上		42,000	41,200

3号認定保育料 松江市保育所保育料と同額（平成30年度）		単位：円	
世帯の階層区分（父母の市民税額合算）		保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯		0	0
②市町村民税非課税世帯		2,000	1,900
③均等割りのみの世帯		4,000	3,900
④市民税所得割課税額 48,600円未満		7,000	6,800
⑤市民税所得割課税額 48,600円以上 72,800円未満		10,000	9,800
⑥市民税所得割課税額 72,800円以上 97,000円未満		13,000	12,700
⑦市民税所得割課税額 97,000円以上115,000円未満		19,000	18,600
⑧市民税所得割課税額115,000円以上133,000円未満		25,000	24,500
⑨市民税所得割課税額133,000円以上151,000円未満		30,000	29,400
⑩市民税所得割課税額151,000円以上169,000円未満		35,000	34,400
⑪市民税所得割課税額169,000円以上202,000円未満		40,000	39,300
⑫市民税所得割課税額202,000円以上235,000円未満		44,000	43,200
⑬市民税所得割課税額235,000円以上301,000円未満		48,000	47,100
⑭市民税所得割課税額301,000円以上349,000円未満		52,000	51,100
⑮市民税所得割課税額349,000円以上397,000円未満		56,000	55,000
⑯市民税所得割課税額 397,000円以上		60,000	58,900

※松江市以外にご在住の方は、お住まいの市町村が定めた金額になります。

## 多子世帯軽減措置

子どもが複数いる世帯では、対象年齢範囲内で年長の子どもから順に保育料が軽減されます。

※ただし、対象となる兄弟姉妹の年齢が保育認定により異なります。

●平成 30 年度現在（松江市の場合）

1号認定	対象	数え方	軽減
	第2子	満3歳から小学校3年生まで年齢順に	通常保育料の半額
	第3子	満3歳から小学校6年生まで年齢順に	無料

2号認定 3号認定	対象	数え方	軽減
	第2子	0歳から就学前（6歳まで）年齢順に	通常保育料の半額
	第3子	0歳から小学校6年生まで年齢順に	無料

※上記以外にも、多子世帯・一人親世帯の減免制度があります。詳細は市役所にお問い合わせ下さい。

## 特別負担金及び実費徴収（毎月）

教育の向上を図るために要する費用

1号認定		2号認定		3号認定（2歳児のみ）	
教育充実費	4,000円	教育充実費	4,000円	教育充実費	4,000円
英語教材費	4,500円	英語教材費	4,500円		
食育費	5,500円	食育費（副食費を除く）	1,600円		
合計	14,000円	合計	10,100円	合計	4,000円

※英語教材費は年中、年長のみ

※1号認定満3歳児は毎月朝のおやつ代500円を徴収します。

※2号認定児は月々の保育料に副食費が含まれている。

※3号認定児は月々の保育料に給食費が含まれています。

毎月必要な利用料は 例えば・・・

- ☆1号認定 満3歳児 保育料+10,000円（教育充実費・食育費・朝のおやつ代）
- ☆1号認定 年少児 保育料+ 9,500円（教育充実費・食育費）
- ☆1号認定 年中児 保育料+14,000円（教育充実費・英語教材費・食育費）
- ☆2号認定 年少児 保育料+ 5,600円（教育充実費・食育費）
- ☆2号認定 年中児 保育料+10,100円（教育充実費・英語教材費・食育費）
- ☆3号認定 2歳児 保育料+ 4,000円（教育充実費）
- ☆3号認定 0~1歳児 保育料のみ

## その他の特別負担金

利用者のみ必要

施設整備費 (バス利用者のみ対象)		5,000円/月		※弟妹同時利用の場合、 第2子以降は半額
課外教育費	英語	2歳児・年少	4,000円	年少 月3回
		年中・年長	5,000円	年中・年長 週2回
	体操	2歳児以上	4,500円	※体操・サッカーはどちらかの 入会時に協力金2,000円
	サッカー	年中・年長	4,500円	

※冷暖房費・・・英語年2回×500円 体操年2回×500円 サッカー一年1回×500円

## 実費徴収

利用者のみ必要

### 1号認定

一時預かり保育料(1号認定延長保育料)

平日 14:30~18:00 800円

春・夏・冬休み 平日 9:00~18:00 1,000円

※春・夏・冬休み(平日)の預かりは上記保育料と午後のおやつ代を含む給食費300円(1日分)を徴収します。

満3歳児については朝のおやつ代30円を含む330円(1日分)を徴収します。

### 2号・3号認定 保育標準時間利用児

延長保育料

平日 18:30~19:00 300円

### 2号・3号認定 保育短時間利用児

延長保育料

平日 16:30~18:30 100円/時

平日 18:30~19:00 300円

土曜日 16:30~18:30 100円/時

※2号・3号認定児 延長保育料の上限・・・5,000円/月

※土曜日の保育時間は18:30まで(2号・3号認定児のみ)